

山梨県公報

第千八百三十二号

平成二十年

二月二十五日

月 曜 日

目 次

生活保護法に基づく指定介護機関の変更……………	七三
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………	七四
保安林の指定施設要件の変更予定(三件)……………	七五
保安林の指定の予定……………	七七
土地改良区の解散の認可……………	七七
県営土地改良事業計画の変更……………	七七
道路の区域変更(二件)……………	七七
建築基準法に基づく道路位置指定……………	七八
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	七八
公安委員会	
平成二十年度自動車等の運転免許試験等の実施……………	七九

告 示

山梨県告示第六十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関に次のとおり変更があった。
 平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手福祉用具センター	甲斐市篠原二千七百七十三番地六	事業所の所在地

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター甲斐	甲斐市篠原千六百五十九番地	事業所の名称
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター富士吉田	富士吉田市上吉田三枚畠六千五百三十七番地	事業所の名称
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手甲府 東事業所	甲府市善光寺一丁目二十一番五号	事業所の名称及び所在地
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手甲府 西事業所	甲府市上石田一丁目七番十四号	事業所の名称及び所在地
医療法人銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	甲州リハビリ居 宅介護支援事業 所	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	事業所の名称
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手富士 吉田事業所	富士吉田市下吉田千四百四十六番地	事業所の所在地
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター甲府南	甲府市増坪町二百六十六番地十	事業所の名称
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター甲府西	甲府市下飯田二丁目四番三十号	事業所の名称
株式会社五味医療器械	甲府市丸の内二丁目三十四番五号	株式会社ムトウ 山梨	甲斐市篠原二千六百番地	事業所の名称

有限会社中央介護・家政職紹介所	甲府市丸の内三丁目二十九番二十三号	介護サービスミチコの仲間	甲府市丸の内三丁目二十九番二十三号	事業者の所在地及び事業所の所在地
有限会社アルファケア	甲府市南口町二番地七	アルファケア西甲府介護施設	甲府市富竹二丁目三番十号	事業者の名称及び所在地

山梨県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した次の介護機関は廃止した。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横内 正 明

事業者の名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人市川三郷町社会福祉協議会	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地	社会福祉法人市川三郷町社会福祉協議会	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手福祉用具センター	甲斐市篠原二千七百七十三番地六
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手訪問入浴センター	甲府市国母一丁目五番二十号
社会福祉法人大月市社会福祉協議会	大月市大月町花咲十番地	大月市社会福祉協議会	大月市大月町花咲十番地
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手青沼事業所	甲府市青沼二丁目十二番二十七号タカノマンション一〇一
財団法人山梨厚生	山梨市落合八百六	山梨厚生訪問看護ス	山梨市落合八十九番

会	十番地	テーション	地三
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	東八訪問看護ステーションほほえみ	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地二十四
社会福祉法人甲州市社会福祉協議会	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	甲州市社会福祉協議会大和訪問介護事業所	甲州市大和町田野七十七番地
医療法人藤和会	南アルプス市在家塚千八百八十九番地	医療法人藤和会齊藤医院	南アルプス市在家塚千八百八十九番地
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手笛吹福祉用具センター	笛吹市一宮町末木八百五十六番地
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千六百二十三番地	甲斐市社会福祉協議会敷島支所	甲斐市島上条三千六百二十三番地
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千六百二十三番地	甲斐市社会福祉協議会竜王支所	甲斐市西八幡三千十八番地一
社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会	甲斐市島上条三千六百二十三番地	甲斐市社会福祉協議会双葉支所	甲斐市龍地六千五百三十六番地一
中央市	中央市白井阿原三百一十番地一	中央市豊富居宅介護支援事業所	中央市大鳥居三千八百六十六番地
社会福祉法人山梨櫻の会	甲府市塚原町三百五十九番地	特別養護老人ホームゆめみどり	甲斐市玉川千七百番地一
有限会社介護サービスゆりの里	大月市賑岡町ゆりヶ丘二十番地四	介護サービスゆりの里	大月市大月町花咲千二百七十一番地十三
株式会社コムスン	福岡市博多区対馬小路十番地二十二 AEC天神東ビル	株式会社コムスン甲府ケアセンター	甲府市美咲一丁目十番六号

株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン甲府南ケアセンター	甲府市大里町三千百三十一番地一森下ビル一〇一号室
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン甲府北ケアセンター	甲府市池田一丁目三番二十三号
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 富士見ケアセンター	富士見三丁目十一番九号清水貸事務所
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 富士見ケアセンター	南都留郡富士河口湖町船津二千九十一番地2Sビル(船津)A号室
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 富士見ケアセンター	南都留郡富士河口湖町船津二千九十一番地2Sビル一階
株式会社コムスン	福岡市博多区対馬小路十番地二十二AEC天神東ビル	株式会社コムスン 大月ケアセンター	大月市駒橋二丁目二番八号
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 山ケアセンター	富士吉田市松山五丁目一番十六号船久保オフィスビル一階A号室
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 吹ケアセンター	笛吹市石和町松本八百三十番地一カリエーラ七五三〇一号

株式会社コムスン	福岡市博多区対馬小路十番地二十二AEC天神東ビル	株式会社コムスン 櫛形ケアセンター	南アルプス市小笠原三百五十一番地
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 加納ケアセンター	山梨市上神内川千七百一十一番地一
社会福祉法人山梨市社会福祉協議会	山梨市小原西八百四十三番地四	山梨市社会福祉協議会 会牧丘三富訪問介護事業所	山梨市牧丘町窪平四百四十七番地
特定非営利活動法人ヘルスケアサポート協会	三重県いなべ市員弁町大泉千九百九十番地二	グループホーム大里	甲府市大里町三千三百七十五番地一
特定非営利活動法人ヘルスケアサポート協会	三重県いなべ市員弁町松之木千九百九十番地二	アイデールケアホーム大里	甲府市大里町三千三百七十五番地十

山梨県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
都留市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
都留市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

山梨県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上野原市・南都留郡西桂町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上野原市・南都留郡西桂町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

山梨県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

- (二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

韮崎市清哲町青木字原三〇二八の一七、清哲町樋口字鉢峯七四から八二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字原三〇二八の一七・字鉢峯七四から八二まで（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成二十年二月十九日増穂土地改良区の解散を認可した。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（杉ノ木地区 県営中山間地域総合農地防災事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年二月二十六日から同年三月十六日まで

三 縦覧場所

身延町役場

四 異議申立期間

平成二十年三月十七日から同月三十一日まで

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡早川町保字宮下一三三八七番地先から	二二一・〇	二二一・〇	三三三・〇	三四・〇
南巨摩郡早川町保字宮下一三三八六番の一地先まで	三〇〇・〇	三五〇・〇	三三三・〇	三四・〇

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字御堂街道四二番の一地先から	一一・八	一一・八	四一・八	二四・二
北都留郡小菅村字御堂街道四二番の一地				

先まで

新 一一・八
四一・八 二四・二

山梨県告示第七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置 甲斐市中下条字冷田一八一七番六
- 二 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 三 道路の延長 三〇・二二メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 協働で素敵にまちづくり南アルプス共和国
 - 2 代表者の氏名 櫻田清
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市下市之瀬百三十六番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、南アルプス市と市民組織である「みんなでまちづくり推進会議」で策定した「協働のまちづくり基本方針」に基づき、市民と行政が対等で平等の関係

のもとに、受益者である南アルプス市民が、長期に亘り安心・安全な生活を営むことができるよう、行財政改革をサポートします。具体的には、市民の負担増を抑制し、住民のサービスレベルを低下させないで行政のスリム化を図るため、行政業務の市民分業・代行・指定管理者業務などを受託する社会貢献事業と、地域文化・地域文化人の発掘により、伝統芸能・祭りの継承、新たな祭りの創出など南アルプス市の歴史・文化遺産に娯楽性を加味した元気の出る文化創造・観光事業に取り組み。

さらに先細りする小子高齢化社会に対応するための子育て・教育支援、また、高齢化により衰退する農林業の後継者に若者が就労する雇用創出などを図る社会福祉事業及び経済活動を行い、人口流出を抑え市民生活の向上と安定に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十年二月七日から同年四月六日まで

公安委員会

●平成二十年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成二十年四月から平成二十一年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十年二月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 八項）	山梨県南アルプス市下高砂 八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転

中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） （山梨県総合交通セ
普通自動車免許（AT車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）		

大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。） 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署
原動機付自転車免許		

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）		
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		

牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）		
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	

中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署
原動機付自転車免許		

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第一種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十一年一月五日は法第九十七条の二第一項第三号に該当する者に限	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車第二種免許		
普通自動車第二種免許		

大型特殊自動車第一種免許	る。)。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。 山梨県警察本部交通部 目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（昭 和三十五年政令第二百 七十号）第三十四条の 四に該当する者を除く。
牽引第二種免許	
大型自動車免許	
中型自動車免許	
普通自動車免許	
大型特殊自動車免許	
牽引免許	
大型自動二輪車免許	
普通自動二輪車免許	
小型特殊自動車免許	
原動機付自転車免許	毎週月曜日から金曜日まで（ 休日を除く。）
大型自動車仮免許	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地
中型自動車仮免許	山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車仮免許	

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地

普通自動車第二種免許（AT車を除く。）	山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車免許（AT車を除く。）	
普通自動車仮免許（AT車に限る。）	
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）	
普通自動車仮免許（AT車を除く。）	
大型自動車仮免許	
大型自動車免許	
中型自動車仮免許	
中型自動車免許	
大型特殊自動車第二種免許	毎週火曜日（休日を除く。）
牽引第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）
大型特殊自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）
牽引免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）

大型自動二輪車免許	
普通自動二輪車免許	

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十一年一月五日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。）
普通自動二輪車免許		
大型特殊自動二輪車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動二輪車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（	山梨県南アルプス市下

中型自動車仮免許	大型自動車仮免許	普通自動二輪車免許	休日を除く。） 高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
----------	----------	-----------	--

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動二輪車免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に該当する者を含む。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
原動機付自転車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動二輪車第二種免許	毎週月曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
大型自動二輪車免許		山梨県警察本部交通部
大型自動車仮免許		山梨県警察本部交通部
大型自動二輪車第二種免許	毎週火曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車第二種免許		
中型自動車免許		
中型自動車仮免許		

普通自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許		
普通自動車仮免許		
大型特殊自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
中型自動車第二種免許		山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車免許		山梨県都留市下谷三丁目二番二号
普通自動車第二種免許（A T車に限る。）		山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。